

## バ条件文の事実的用法

今尾ゆき子

### 1. はじめに

バ条件文については、条件形式「ト」「タラ」との異同に関する研究をはじめとして、前件と後件の意味的関連性（言語学研究会1985、ヤコブセン1990、前田1991）、文末制約（堀田2003）、期待性・望ましさとといった話者の認識態度（McGloin1976、赤塚1998）など様々な観点から論じられてきた。しかし、これらの殆どは仮定条件の用法を考察したもので、事実的用法はあまり取り扱われてこなかった<sup>1)</sup>。事実的用法とは、例文（1）（2）が示すように、「前件あるいは文全体が実現した事態の事実関係を表す」用法<sup>2)</sup>である。本稿ではバ条件文の事実的用法を取り上げ、小林(1996)の分類を援用し、必然確定と偶然確定の二用法に分けて考察する。前者は二つの事態間に因果関係が強く認められる用法、後者は因果関係が希薄な用法である。

- (1) 社長に頼まれば、断るわけにはいかなかった。 [必然確定用法：+因果性]  
実現事態（理由）                  実現事態（帰結）
- (2) ふと周りを見渡せば 季節は秋になっていた。 (中) [偶然確定用法：-因果性]  
実現事態（認識状況）          実現事態（認識内容）

2. で、事実的用法のバ条件文と「ト」「タラ」を用いた条件文との異同を探る。3. で、バ条件文の必然確定用法における推論過程と含意を考察して、事実的因果関係を一般化する過程で話者の主観が大きく関与することを述べる。4. で、偶然確定用法における条件性と文末モダリティ形式「ノダ」との関係を考察する。これらの考察をもとに、事実的用法は主観性の強い表現であることを明らかにする。

### 2. 事実的用法の「バ」条件と「ト」「タラ」条件

事実的用法では、殆どの場合「ト」「タラ」が用いられる。しかし、僅かではあるが「ト」「タラ」が使えず「バ」が選択される場合がある。ここでは、「バ」条件文の必然確定用法と偶然確定用法において「ト」「タラ」と交替できない事例を考察し、その選択要因を探る。

#### 2. 1 必然確定用法の「バ」と「ト」「タラ」との交替

益岡(1993:2-3)は、「レバ形式の中心的用法は『時間を越えて成り立つ一般的な因果関係を表す』「論理性の強い表現」としている。これに対して本稿では、バ条件文の必然確定用法は因果関係が認められる実現事態間に一般性を見いだす主観性の強い表現と考える。既に成立している個別事態を因果の関係で結びつけ、そこから一般条件性を導き出す推論過程において話者の主観が大きく関与するからである。

例文(3)「過ぎてしまえば何も残っていない」は、前件と後件との間に因果関係が認められる主観的な表現である。前件の要素「テシマウ」は「終わったことに対する話し手の心理的反応」を表すモダリティ形式<sup>3)</sup>で、過ぎ去った7年の月日に対する表現主体の思いが「テシマウ」に込められている。

(3) 田岡は改めて年数を数え、自分の周りで流れてしまった七年の月日がいかにも雑然として騒々しかったことを思った。まるでラッシュアワーの人混みのように、過ぎてしまえば何も残っていない。 (地 12)

このような場合、「ト」「タラ」で置き換えることはできるが、意味が変わってくる。

(3') (七年の月日は) 過ぎてしまうと (しまったら) 何も残っていない。

「ト」「タラ」に置き換えると、「過ぎてしまった後は、何も残っていない」という結果の客観的叙述となり、前件と後件の意味関係は時間的前後関係に変わる。

一方、(4)は前件が表す「連続的な時の流れ」に伴って後件事態が変化していく同時進行的事態で、「ト」「タラ」に置き換えると不自然になる。

(4) 時が流れれば、こうして米粒さえも溶けていく。(氷 141)

(4') ?時が流れると (?たら)、こうして米粒さえも溶けていく。

(3)の前件要素「7年の月日」が区切られた特定の「時間」であるのに対して(4)の前件が表す「時」は連続的、非特定の、前件・後件は同一の場を共有する一般的因果関係にある。「ト」「タラ」で置き換えると不自然になるのは、「恒常的かつ連続的に流れている時」が、「ト」を用いた場合には個別的事態の偶発的生起と解釈され、「タラ」を用いた場合には区切られた一定時間の経過と解釈されるからであろう。

- (4”) a ? 時が流れると (流れる時/場合)、こうして米粒さえも溶けていく。  
b ? 時が流れるたら (流れた後)、こうして米粒さえも溶けていく。

このように、前件と後件が一般的因果関係にあつて個別的事態の前後関係を表さない場合には、「ト」「タラ」で代替することはできない。事実的用法の「ト」「タラ」は「1回的に生起した既定の事態の関係を叙述する」ためである (蓮沼1993:73)。

## 2. 2 断定回避を表す「ダロウ」との共起関係

偶然確定用法の「ト」「タラ」と「バ」の選択に関しては、『たら』『と』を使うのが普通で、『ば』が使われるのは詩歌や小説など古めかしい表現に限られる」といった文体の問題が指摘されている (グループジャマシイ1991)。しかし、文体的な要因以外にも、「ト」「タラ」でなく「バ」が選択されることがある。発話時における話者の主観を表す形式が付加される場合である。

例文 (5) は、後件が話者の発話時における評価・判断を表し、文末に断定回避を表す「ダロウ」が付加されている。このような場合、「ト」「タラ」で置き換えると不自然になる。

- (5) いわれてみれば、大屋根の上に乗かった「越し屋根」の風情は、城の天守閣に擬してもおかしくはないだろう。(匠:10)  
(5’) ? いわれてみると (みたら)、大屋根の上に乗かった「越し屋根」の風情は、城の天守閣に擬してもおかしくはないだろう。

(5’) が不自然なのは、後件の文末にモダリティ形式の「ダロウ」が付加されているからである。次のように「ダロウ」を除去すると許容性が増すことから分かる。

- (5”) いわれてみると (みたら)、大屋根の上に乗かった「越し屋根」の風情は、城の天守閣に擬してもおかしくはない。

「ト」「タラ」を用いた条件文の事実的用法は二つの事態の前後関係を客観的に叙述するものである。したがって、(5”) の許容性が低いのは、話者の心的態度を表す「ダロウ」

が付加された主観的な表現が客観的叙述を表す「ト」「タラ」条件形式にはなじまないためと考えられる。

新たに生じた認識内容を発話時における判断として提示する場合は、「バ」が選択される。発話時における話者の心的態度を表す断定回避の「ダロウ」はバ条件文と共起するが、客観的叙述を表す「ト」「タラ」を用いた条件文とは共起しない。このことから、バ条件文は強い主観性を表すといえよう。これまでの考察を以下にまとめる。

- 1) 「バ」条件文の前件・後件が一般的因果関係を表し、明白な前後関係を表さない場合、「ト」「タラ」との交替は不可能である。
- 2) 「バ」条件文に発話時における話者の主観を表す断定回避の「ダロウ」が付加された場合、「ト」「タラ」との交替は不可能である。

### 3. 必然確定用法における語用論的含意

日常言語の条件表現は、論理学における真偽条件ではなく、表現主体の経験や通念に基づいて導き出される因果関係を表す。「因果関係が関わる経験的命題」<sup>4)</sup>には話し手の好悪といった価値判断が加わり、条件表現の前提や含意もまた話し手の経験的推論の所産である。本稿では、事実的な原因・結果の関係を表す必然確定用法を、二つの実現事態の間に表現主体が因果関係を認識し、その個別的因果関係から一般条件性を見いだす用法であるという仮説を立てて、推論過程における含意を考察する。以下において、一般的因果関係の過剰般化と限定化という二つの含意を取り上げ、これらの語用論的含意が話者の主観を表す形式に反映されることを述べる。

#### 3. 1 取り立て詞「サエ」「モ」と一般的因果関係の過剰般化

前件と後件が一般的因果関係を表す場合、後件のある要素を取り立てることで、因果関係が過剰に一般化される「過剰般化」が含意される場合がある。例文(6)は、「時が流れる」事態と「米粒が溶けていく」事態間に表現主体が因果関係を見い出している必然確定の用法である。

(6) 真っ白いタンクの中で、米は自分の身を溶かしながらあぶくを出し続けている。

時が流れば、こうして米粒さえも溶けていく。だから、親方の心の傷も癒えていて欲しいと、敬吾はそんなことを考えていた。(氷141)

このような事実的な原因・結果の関係を表す条件文について、言語研究会(1985:11)は、『『するの』にいいかえることができる』としている。しかし、この場合、「ノデ」に置き換えると不自然になる。

(6') ?時が流れるので、こうして米粒さえも溶けていく。

「ノデ」に置き換えると不自然になるのは、例文(6')が個別的因果関係ではなく、一般条件的な因果関係を含意しているからである。「ノデ」を用いた原因理由文は事実的・個別的な因果関係を表し、そこに推論も含意も存在しない。これに対して、必然確定用法には語用論的推論から導き出される含意が存在する。(6'')の条件文には、取り立て詞「サエ」「モ」を使用することで、過剰に一般化された因果関係が含意されている。

(6'') 時が流れれば、こうして米粒さえも溶けていく。だから、親方の心の傷も癒えていて欲しいと、敬吾はそんなことを考えていた。

前件の「時が流れる」は「米粒が溶けていく」ための十分条件である。後件に置かれた意外性を表す「サエ」と同質累加を暗示する機能を持つ「モ」によって、「米粒でないものも溶けていく」ことが含意される。この含意から、十分条件「時が流れる」の適用範囲は「(米粒でない)親方の心の傷も癒えて(溶けて)いてほしい」にまで拡大解釈されていく。このように、話者の主観を表す取り立て詞「サエ」「モ」によって、過剰一般化が含意され、条件文は主観性の強い条件・帰結を表すことになる。

図1は、因果関係の過剰一般化が含意される推論過程を図式化したものである。

図1 一般的因果関係の過剰一般化 (PバQ→Pバ非Q)

個別事態 (事実P : 時が流れる 事実Q : 米粒が溶ける) :	/P/	/Q/
推論1 : /P/, /Q/ 二事態間の因果関係に一般的法則性を認識 :		↓
条件文 : 時が流れれば米粒さえも溶けていく :	/P/	バ /Q/
推論2 : /P/, /非Q/ に一般的法則を適用		↓
含意 : 米でないものも溶けていく (同質累加→過剰一般化) :	/P/	バ /非Q/

3. 2 一般的因果関係の限定化

阪倉（1993：65-66）は、条件表現には「話し手の物の見方が前提として存在」と述べているが、二つの既成事実の間に表現主体が強い因果関係を認識する必然確定用法においては、通念が前提となりやすい。当為判断が伴う通念には推論過程で他の存在を否定する排他的・限定的条件が含意され、その結果唯一事態の限定的成立が帰結となる場合がある。質疑-応答、命令-服従、依頼-承諾といった条件-反応関係においてしばしば観察される現象である<sup>5)</sup>。

(7) 社長に頼まれば、引き受けるしかなかった。

例文(7)では、社会的通念「頼まれば引き受ける(ものだ)」が話者の意識の中で拘束的な前提となっている。その結果、(7)のバ条件文には、「頼まれば引き受けないコトはありえない」という排他的・限定的条件が含意される。

図2 一般的因果関係の限定化 (PバQ→Pバ~非Q)

個別事態 (P : 社長に頼まれる Q : 引き受ける) :	/ P /	/ Q / (好ましくないこと)
前提1 「通念」 : [頼まれば必ず引き受けるモノダ]	: / P /	バ / Q /
		↓
前提2 「含意」 : 排他的帰結	: / P /	バ ~ / 非Q /
[頼まれば引き受けないはありえない]		↓ (好ましくないこと)
		↓
条件文 : [頼まれば引き受ける]しかなかった :	/ P /	バ /限定的Q/

含意される「~非Q」は論理的には「Q」と同義である (~非Q=Q)。しかし、語用論的には、「引き受けないはありえない」と「引き受ける」とは区別されるものである。含意や前提がない原因理由文では「引き受ける」と置き換えが可能であるが、条件文においては、置き換えが不可能なことから分かる。

(7') a 社長に頼まれたノデ引き受けないコトはありえなかった。[理由文]

b 社長に頼まれたノデ引き受けた。

- (7”) a. 社長に頼まれれば引き受けないはコトはありえなかった。[条件文]  
 ? b. 社長に頼まれれば引き受けた。

しかし、この含意「頼まれれば引き受けないはありえない」は話者にとって「好ましくない」事態である。日常言語の条件表現においては、「好ましい」か「好ましくない」かという話者の価値判断は語用論的要因として推論過程に組み込まれる(毛利1980:161)。選択の余地がない事態、不可避的な事態を意味する含意「～非Q」を前提とする条件文は、「不可避的选择」を表すモダリティ形式が義務的に付加され、「不本意」な気持ちが伴う主観性の強い表現となる。

- (8) a[頼まれれば引き受ける]しかなかった。[選択余地がない状況での不本意な選択]  
 b[頼まれれば引き受け]ないわけにはいかなかった。[不可避的事態の義務的選択]  
 c[頼まれれば引き受け]ざるをえなかった。[不可避的事態の義務的選択]

#### 4. 偶然確定用法における条件性

偶然確定用法とは、前件が認識のきっかけ・状況を表し、後件が新たに得た認識内容を表す用法である。この場合、後件の述語は状態性である。(9)～(11)は視覚による認知内容を、(12)～(14)は思考・判断内容を表す<sup>6)</sup>。

- (9) よく見れば、彼女の瞳の奥には一種異様な炎が揺れている。 (氷92)  
 認知行為 認知内容 [状態述語]
- (10) 近くに寄って見れば、米はわずかな対流を繰り返しながら、絶えず動き回り小  
 認知行為 認知内容  
さなあぶくを放出し続けているのが、はっきり見てとれた。 (氷132)  
 [知覚動詞可能形]
- (11) 二階へと、大きな階段を踏みあがれば、そこに四室の個室がある。 (匠11)  
 契機的動作 認知内容 [存在動詞]
- (12) いわれてみれば、大屋根の上に乗った「越し屋根」の風情は、城の天守閣  
 認識のきっかけ 認識(評価)内容  
に擬してもおかしくはないだろう。 (匠10)

(13) 「何か変な匂いがするよ」

このところ顔色の優れない母は、・・「この匂い、初めて？」と言った。拓也は改めて鼻をくくんさせ、そう言われてみればどこかで嗅いだことがあるか  
認識のきっかけ 認識（想起）内容  
もしれないと思った。（氷 8）

(14) コンピューターの操作も分かってみればそれほど難しいものではない。（複50）  
認識の状況 認識（判断）内容

上例が示すように、偶然確定用法では前件と後件が表す事態間の因果性は希薄である。しかし、言語研究会・構文論グループ(1985:18)が指摘するように、「条件性の意味合い」が「完全に切り捨て」られているわけではない。ここでは、「条件性」を前件の実現事態が後件の事態実現に関与する関係とゆるやかに捉えて、文末モダリティ形式「ノダ」の付加により前件に条件性が付与される現象を考察する。考察に用いるのは以下の二用法である。

1) 解釈を表す「ノダ」

2) 発見的判断を表す「ノダ」

4. 1 解釈を表す「ノダ」の付加

偶然確定用法には「ト」か「タラ」が多用される。グループジャマシイ(1991:484)は、「新たに分かったことがらをそのまま述べるような場合は『ば』を使うと不自然になることが多い」として次の例文を挙げている。

(15) \*朝起きてみれば、雨が降っていた。

(16) \*昨日、台所で変な音がするので泥棒かと思って行ってみれば、弟がラーメンを作っていた。

(15) は、モダリティ形式の「ノダ」を付加しても許容性が低いままである。「朝起きる」事態と「雨が降っている」事態との間に条件性が認められないからであろう。

(15') ?朝起きてみれば、雨が降っていたンダ。

しかし、「ノダ」を付加すると許容度が増す場合がある。(15) がその例である。この場



合、「ノダ」が付加された後件は「弟がラーメンを作っていた事態」ではなく、「判明した原因の得心的解釈」を表す。後件が表す判明事実は、判断・帰結として提示されているために許容されるのである。

(16') 昨日、台所で変な音がするので泥棒かと思って行ってみれば、弟がラーメンを作っていたノダ (判明した原因の得心的解釈)。

次の例文では、後件要素に解釈を表す「ノダ」が付加されている。

(17) 怪物の正体をハッキリと見据えてみれば、それは時に短絡的で、近視眼的でそして移り気なものなのである。(匠：97)

この例では、後件は認識内容の客観的叙述ではなく、「見据える→本質を見極める」という推論の結果導き出された帰結を表している。これは、前件が表す「見据えてみれば」が条件として機能していることの証左であり、「ノダ」の付加によって前件要素が表す認識生起のきっかけ・状況に条件性が付与されることになる。

(17') 怪物の正体をハッキリと見据えてみれば、それは時に短絡的で、近視眼的でそして移り気なものなのである (=と解釈される)。

#### 4. 2 発見的判断を表す「ノダ」の付加

(17) は、「ノダ」が付加されていない場合でも、許容性が低下するものの非文にはならない。後件が判定詞「ダ」を用いた判断措定文で、話者の判断を表す条件・帰結の形をとるために、「バ」の使用が許容されるのであろう。

(17") ?怪物の正体をハッキリと見据えてみれば、それは時に短絡的で、近視眼的でそして移り気なものである。

これに対して(18)は、前件・後件の述語が動作性で、同一動作主による連続動作を表す。後件の述語が動作性の場合、「ノダ」が付加されていないと非文になる。

(18) 地下への階段があり、それをたどれば半地下室に至り着いたのだ。(匠：11-12)

(18') \*地下への階段があり、それをたどれば半地下室に至り着いた。

後件の述語「至り着く」は「思いがけなく至り着いてしまった」の意味で非意志的である。

後件の述語が動作性の場合、「バ」は使用できず「ト」が使用される。ここでは動作性述語が非意志性であることから「タラ」も使用可能である。

（18）それをたどると/たどったら（\*たどれば）半地下室に至り着いた。

しかし、後件に「ノダ」が付加されている場合は事情が異なる。「発見の新鮮な驚き」を表明する「ノダ」が付加されたことで、後件は「発見的判断」（奥田1990:211）を表す判断文となり、条件・帰結の関係が生じて許容性が増すのである。

（18）地下への階段があり、それをたどれば半地下室に至り着いたのだ。

上の考察から、偶然確定用法においても、モダリティ形式「ノダ」が付加されると前件に条件性が付与され、後件は判断を表して条件・帰結の関係が生じることが明らかになった。

## 5. おわりに

「主にトやタラによって表され、『バ』形式を用いた例は僅か<sup>7)</sup>とされるバ条件表現の事実的用法を取り上げ、必然確定と偶然確定の用法に分けて談話語用論の観点から考察した。2. で、事実的用法に多用される「ト」「タラ」形式との交替現象を分析し、一般的因果関係を表す場合と発話時における話者の主観的判断を表す場合には「ト」「タラ」を使うことができず、「バ」が選択されることを例証した。3. で、必然確定用法とは、実現事態間に一般的因果関係を見いだす表現であるとの仮説をたてて、主観的な含意が因果関係の一般化に関与することを論証しようとした。ここでは、後件に置かれた取り立て詞「サエ」「モ」による因果関係の過剰般化と価値判断に基づく帰結の限定化が含意される推論過程を考察し、主観性の強い表現であることを述べた。4で、因果性の希薄な偶然確定用法においては、文末モダリティ形式「ノダ」の付加によって前件要素に条件性が付与されることを明らかにした。これらの考察をもとに、バ条件文の事実的用法は帰結節に話者の主観が表される主観性の強い表現であることを明らかにした。

注：

- 1) 「並列的用法」をプロトタイプ理論の枠組みから考察した有田(1999)、「前置き用法」を動詞条件形の後置詞化として分析した高橋(1993)、語用論の観点から遂行的条件文として論じた中右(1994)、確定の用法を取り上げた益岡(2002)などがある。
- 2) 蓮沼(1993)の定義に従う。前田(1991:60)の分類では事実的な仮説条件文及び非仮定的

事態の1回用法に相当し、一般条件、反復・習慣の用法は含まない。本稿では、小林(1996)、阪倉(1975:273)の枠組みを援用して、「二つの事態のあいだの因果性認定の強弱」という観点から事実的用法の条件性を考察する。

3) 寺村(1984:152-153) 参照。

4) 山梨(1994:6) 参照。

5) 「レアリティー」により条件文を分類・考察した前田(1991:64-66)は、非仮定的用法の1回用法に事実を表す条件文を①連続 ②きっかけ ③同時 ④発見 ⑤時 ⑥場所の6種に下位分類し、①の同一主体連続動作としてあげている例文(19)は因果の関係を表す必然確定用法の例でもある。

(19) 「買う気がないんじゃないんだろう」そう訊かれれば「ええ、そんなことはないんです」と答えるしかなかった。(前田1991:64)

前件・後件の主語が同一の場合、前件は受け身表現となるが、異なる場合は必ずしも受け身表現とはならない。

(20) あれだけ雨が降れば、運動会は中止するしかなかった。

6) 高橋(1983:299-300)は、条件節と主節の表すことがらが現実の出来事やありさまの内部要素としてかかわっているような関係を「内的な関係」、条件節が主節の表すことがらの外にある活動を表すという意味で「外的な関係」と呼び、条件節と主節の関係が<認知活動-認知の対象>の場合を外的な関係としている。

7) 言語学研究会・構文論グループ(1985)、前田(1991)、蓮沼(1993)参照。

#### 例文出典

(匠) : 内橋克人(1983)『匠の時代』講談社。

(地) : 高村薫(1999)『地を這う虫』文藝春秋。

(氷) : 乃南アサ(2004)『氷雨心中』新潮社。

(複) : 新美和昭他(1987)『外国人のための日本語 例文・問題シリーズ4 複合動詞』荒竹出版。

(中) : 中日新聞(2005/9/18)。

#### 参考文献

赤塚紀子(1998)「条件文と Desirability の仮説」赤塚紀子・坪本篤朗『モダリティと発話

- 行為』研究社出版 2-97.
- 有田節子(1999)「プロトタイプから見た日本語の条件文」『言語研究』115号 日本言語学会 77-107.
- 奥田靖男(1990)「説明（その1）－のだ、のである、のです」『ことばの科学 4』 むぎ書房 173-216.
- グループジャマシイ(1998)『教師と学習者のための日本語文型辞典』くろしお出版.
- 言語学研究会・構文論グループ(1985)「条件づけを表現するつきそい・あわせ文（3）『教育国語』83号 2-37.
- 小林賢次(1996)『日本語条件表現史の研究』ひつじ書房.
- 阪倉篤義(1993)『日本語表現の流れ』岩波書店.
- 坂原茂(1985)『日常言語の推論』東京大学出版会.
- 高橋太郎(1983)「動詞の条件形の後置詞化」『副用語の研究』明治書院293-316.
- 寺村秀夫(1992)『寺村秀夫論文集Ⅱ－日本語文法編－』くろしお出版.
- 中右実(1994)「日英条件表現の対照」『日本語学』8月号 明治書院 42-51.
- 沼田善子(1992)『『も』『だけ』『さえ』など －とりたて－』くろしお出版.
- 蓮沼昭子(1993)『『たら』と『と』の事実的用法をめぐって』『日本語の条件表現』くろしお出版 73-97.
- 堀恵子(2005)「日本語条件文のプロトタイプ的意味・用法と拡張－コーパス調査と言語学的有標性の2つの観点から－」『日本語教育』126号 日本語教育学会 124-133.
- 前田直子(1991)「条件文分類の一考察」『日本語学科年報』13 東京外国語大学 55-80.
- 益岡隆志(1993)「日本語の条件表現について」『日本語の条件表現』くろしお出版 1-19.
- \_\_\_\_\_ (2000)「条件表現再考」『日本語文法の諸相』くろしお出版 153-175.
- 毛利可信(1980)『英語の語用論』大修館書店.
- 山梨正明(1994)「条件文の表現機能と言葉の認識」『日本語学』8月号 明治書院 4-17.
- W. M. ヤコブセン(1990)「条件文における『関連性』について」『日本語学』4月号 明治書院 93-108.
- Akatsuka, Noriko. 1985. Conditionals and epistemic scale. *Language* 61. no.3. :625-639.
- \_\_\_\_\_ 1986. Conditionals are discourse-bound. *On Conditionals*. ed., E.C. Traugott. Cambridge.: 333-351.
- Geis, M. L & Zwicky A. M. 1971. On Invited Inference. *Linguistic Inquiry* 2: 561-566.

- McGloin Naomi Hanaoka. 1976-77. The Speaker's Attitude and the Conditionals TO, Tara And BA. Papers in Japanese Linguistics. Vol.5 :181-191.
- Johnson, Yuki. 2000. Conditionals and Modality:A Reexamination of the Function of BA and Volitional Expressions. 『世界の日本語教育』10. :165-189.

キーワード

必然確定用法、偶然確定用法、語用論的含意、因果関係の過剰般化と限定化 取り立て詞

要旨

本稿は、バ条件文の事実的用法を因果性の強い必然確定と希薄な偶然確定の用法に分けて談話語用論の観点から考察した。まず、「ト」「タラ」形式との交替現象を観察し、発話時における話者の主観的判断を表す場合には「ト」「タラ」は使用できず、「バ」が選択されることを例証した。次いで、必然確定用法とは、実現事態間に一般的因果関係を見いだす表現であるとの仮説をたてて、話者の主観が一般化に強く関与することを論証しようとした。一般的因果関係の過剰般化と限定化という二つの含意を取り上げ、前者は取り立て詞と、後者はモダリティ要素との関係からその主観性を探った。また、因果性の希薄な偶然確定用法では、文末モダリティ形式の付加によって前件要素に条件性が付与されることを述べた。これらの考察をもとに、論理性が強いとされているバ条件表現の事実的用法は話者の論法を表す主観性の強い表現であることを明らかにした。

On the Use of BA Conditionals in Realized Situations

This paper discusses the use of BA conditionals in realized situations, which refer to causal relationship (Causal BA conditionals) and non-causal relationship (Non-causal BA conditionals). It analyzes the overgeneralization and the exclusive consequence implied by Causal BA conditional sentences, and attempts to show that speaker's subjective reasoning has a great influence on the generalization of causal relationship between realized events. It also describes that NODA adds the overtones to the Non-causal BA conditionals, for it indicates some explanation and/or judgements and gives the conditionality to the statement represented in the antecedent clause. Hence, this paper concludes that BA conditionals in realized situations are subjective expressions which are used to represent speaker's reasoning based on the realized events.

KEYWORD: Causal BA Non-Causal BA Pragmatic Implicature Overgeneralization  
Exclusive Consequence Exclusive Particulars